

# 石川県公報

令和6年4月12日

第13698号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

| 告 示              |             | 公 告                    |           |
|------------------|-------------|------------------------|-----------|
| ○随意契約の相手方等       | (管財課) 1     | ○基本測量終了公告              | (監理課) 7   |
| ○歳入の収納事務の委託      | (税務課) 3     | ○公共測量実施公告              | (同) 7     |
| ○青少年に有害な興行の指定    | (少子化対策監室) 3 | ○公共測量終了公告              | (同) 7     |
| ○特定計量器の定期検査の実施   | (経営支援課) 4   | ○公共測量終了公告              | (同) 7     |
| ○保安林の指定          | (森林管理課) 4   | ○道路の位置の指定公告            | (建築住宅課) 8 |
| ○県道の区域の変更        | (道路整備課) 5   | ○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 | (同) 8     |
| ○県道の供用の開始        | (同) 5       | ○入札公告                  | (警察本部) 8  |
| ○道路の占用を制限する区域の指定 | (同) 6       |                        |           |

## 告 示

### 石川県告示第143号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
  - 水 540ml ペットボトル(24本入り) 同等品以上  
予定数量5,000ケース 購入
  - 水 2L ペットボトル(6本入り) 同等品以上  
予定数量15,000ケース 購入
  - お茶 525ml ペットボトル(24本入り) 同等品以上  
予定数量3,000ケース 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年1月31日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
1(1)~(3) 北陸コカ・コーラボトリング株式会社  
富山県高岡市内島3550
- 随意契約に係る契約金額
  - 1(1) 2,721.6円/ケース
  - 1(2) 725.76円/ケース
  - 1(3) 2,721.6円/ケース
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

## 1 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法

- (1) おむすびA 仕様書のとおり 予定数量10,000個 購入
- (2) おむすびB 仕様書のとおり 予定数量10,000個 購入
- (3) 弁当A 仕様書のとおり 予定数量35,000個 購入
- (4) 弁当B 仕様書のとおり 予定数量35,000個 購入
- (5) パンA 仕様書のとおり 予定数量3,000個 購入
- (6) パンB 仕様書のとおり 予定数量4,000個 購入
- (7) パンC 仕様書のとおり 予定数量1,000個 購入
- (8) パンD 仕様書のとおり 予定数量6,000個 購入
- (9) パンE 仕様書のとおり 予定数量17,000個 購入
- (10) パンF 仕様書のとおり 予定数量15,000個 購入
- (11) パンG 仕様書のとおり 予定数量17,000個 購入
- (12) パンH 仕様書のとおり 予定数量1,000個 購入
- (13) パンI 仕様書のとおり 予定数量15,000個 購入
- (14) パンJ 仕様書のとおり 予定数量8,000個 購入
- (15) パンK 仕様書のとおり 予定数量5,000個 購入
- (16) パンL 仕様書のとおり 予定数量17,000個 購入
- (17) パンM 仕様書のとおり 予定数量5,000個 購入
- (18) パンN 仕様書のとおり 予定数量2,000個 購入
- (19) パンO 仕様書のとおり 予定数量1,500個 購入
- (20) パンP 仕様書のとおり 予定数量4,000個 購入
- (21) 竹箸 仕様書のとおり 予定数量225個 購入

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部管財課

金沢市鞍月1丁目1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年1月31日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

1(1)~(21) 株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦3丁目1番21号

## 5 随意契約に係る契約金額

- (1) 1(1) 138円/個
- (2) 1(2) 180円/個
- (3) 1(3) 460円/個
- (4) 1(4) 598円/個
- (5) 1(5) 127円/個
- (6) 1(6) 133円/個
- (7) 1(7) 134円/個
- (8) 1(8) 135円/個
- (9) 1(9) 143円/個
- (10) 1(10) 150円/個
- (11) 1(11) 151円/個
- (12) 1(12) 157円/個
- (13) 1(13) 159円/個
- (14) 1(14) 176円/個
- (15) 1(15) 177円/個
- (16) 1(16) 179円/個

- (17) 1(17) 181円／個
- (18) 1(18) 185円／個
- (19) 1(19) 194円／個
- (20) 1(20) 213円／個
- (21) 1(21) 1,051.7円／個

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

石川県告示第144号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 委託事項      | 委託先                      |                   | 委託期間                  |
|-----------|--------------------------|-------------------|-----------------------|
|           | 所在地                      | 名称                |                       |
| 石川県税の収納事務 | 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号      | 地銀ネットワークサービス株式会社  | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
|           | 東京都港区港南1丁目8番27号          | 株式会社しんきん情報サービス    |                       |
|           | 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地    | 株式会社セイコーマート       |                       |
|           | 東京都千代田区二番町8番地8           | 株式会社セブン－イレブン・ジャパン |                       |
|           | 東京都港区芝浦3丁目1番21号          | 株式会社ファミリーマート      |                       |
|           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 | 株式会社ポプラ           |                       |
|           | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1       | ミニストップ株式会社        |                       |
|           | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号       | 山崎製パン株式会社         |                       |
|           | 東京都品川区大崎1丁目11番2号         | 株式会社ローソン          |                       |

石川県告示第145号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

| 興行の種類 | 興行名                               | 製作会社・配給会社等名                     |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 映画    | 寝取られ巨乳熟女 戻れない快感                   | 森山組〈オーピー映画〉                     |
| 〃     | インフィニティ・プール<br>(原題) INFINITY POOL | トランスフォーマー<br>(カナダ、クロアチア及びハンガリー) |

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

令和6年4月12日

## 石川県告示第146号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

## 1 知事が指定する場所で実施する検査

| 区 域   | 日 時  | 場 所       |
|---|--|-----------|
| 川北町全域   | 令和6年5月16日(木)<br>(午後1時から午後3時まで)   | 川北町文化センター |
| 小松市のうち<br>今江小学校、粟津小学校、那谷小学校、矢田野小学校、木場小学校、串小学校、符津小学校、月津小学校及び日末小学校並びに松東みどり学園の各通学区域  | 令和6年6月10日(月)<br>(午前10時から正午まで及び<br>午後1時から午後3時まで)<br>令和6年6月11日(火)<br>(午前10時から正午まで)               | 島町会館      |
| 小松市のうち<br>国府小学校、芦城小学校、稚松小学校、向本折小学校、第一小学校、安宅小学校、苗代小学校及び蓮代寺小学校並びに板津中学校及び中海中学校の各通学区域 | 令和6年6月11日(火)<br>(午後1時30分から午後3時まで)<br>令和6年6月12日(水)及び同月13日(木)<br>(午前10時から正午まで及び<br>午後1時から午後3時まで) | 小松市役所車庫   |

## 2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 区 域                                   | 日 時   | 場 所              |
|---------------------------------------|---|------------------|
| 小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、能美市、川北町、中能登町、穴水町及び能登町 | 令和6年5月16日(木)から<br>同年12月27日(金)まで<br>(午前9時から正午まで及び<br>午後1時から午後4時まで) | 特定計量器の所在する<br>場所 |

## 石川県告示第147号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

## 1 保安林の所在場所

七尾市吉田町七65、八8

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年4月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 路線名                | 道路の区域                |             |             |       | 関係図面の縦覧場所       |
|--------------------|----------------------|-------------|-------------|-------|-----------------|
|                    | 変更の区間                | 旧新別         | 敷地の幅員(m)    | 延長(m) |                 |
| 所司原神子原線            | 羽咋郡宝達志水町見砂老〇11番4地先から | 旧           | 5.77～8.29   | 38.0  | 中能登土木総合事務所維持管理課 |
|                    | 羽咋郡宝達志水町見砂老〇12番5地先まで | 新           | 7.92～8.29   | 38.0  |                 |
|                    | 羽咋郡宝達志水町走入レ12番5地先から  | 旧           | 5.26～9.84   | 89.6  |                 |
|                    | 羽咋郡宝達志水町見砂ワ68番地先まで   | 新           | 5.38～17.53  | 89.6  |                 |
| 輪島富来線              | 羽咋郡志賀町切留四42番1地先から    | 旧           | 4.50～5.20   | 100.4 | 奥能登土木総合事務所維持管理課 |
|                    | 羽咋郡志賀町切留四39番1地先まで    | 新           | 4.50～10.90  | 100.4 |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町切留四35番1地先から    | 旧           | 4.60～13.80  | 55.8  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町切留四34番1地先まで    | 新           | 4.60～16.60  | 55.8  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町地保ニ102番1地先から   | 旧           | 6.90～7.90   | 115.0 |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町地保ニ1番3地先まで     | 新           | 7.90～12.00  | 115.0 |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋チ52番2地先から   | 旧           | 5.20～11.95  | 75.8  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋チ19番1地先まで   | 新           | 6.30～16.50  | 75.8  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋ホ146番1地先から  | 旧           | 5.80～6.70   | 93.5  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋ホ1028番地先まで  | 新           | 7.90～10.50  | 93.5  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋イ30番2地先から   | 旧           | 5.60～6.80   | 83.0  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町鶴野屋イ23番2地先まで   | 新           | 5.60～13.70  | 83.0  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町楚和老〇56番1地先から   | 旧           | 6.45～8.90   | 81.6  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町楚和老〇53番1地先まで   | 新           | 6.45～11.70  | 81.6  |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町楚和新7番地先から      | 旧           | 6.30～18.20  | 551.4 |                 |
|                    | 羽咋郡志賀町楚和式32番1地先まで    | 新           | 12.30～31.70 | 551.4 |                 |
| 羽咋郡志賀町和田丑8番1地先から   | 旧                    | 7.70～9.30   | 100.0       |       |                 |
| 羽咋郡志賀町和田甲72番1地先まで  | 新                    | 9.50～11.30  | 100.0       |       |                 |
| 羽咋郡志賀町田中口114番地先から  | 旧                    | 7.30～10.80  | 73.5        |       |                 |
| 羽咋郡志賀町和田口121番1地先まで | 新                    | 10.00～13.80 | 73.5        |       |                 |
| 羽咋郡志賀町大西イ85番地先から   | 旧                    | 7.50～7.70   | 42.7        |       |                 |
| 羽咋郡志賀町大西イ97番地先まで   | 新                    | 7.70～8.70   | 42.7        |       |                 |

**石川県告示第149号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年4月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 路線名   | 供用開始の区間  | 供用開始の期日   | 関係図面の縦覧場所       |
|-------|--|-----------|-----------------|
| 城山線   | 七尾市古府町竹町古屋敷町入会エボシカ谷16番22地先から<br>七尾市古府町竹町古屋敷町入会エボシカ谷16番25地先まで | 令和6年4月12日 | 中能登土木総合事務所維持管理課 |
| 輪島富来線 | 羽咋郡志賀町切留四42番1地先から<br>羽咋郡志賀町切留四39番1地先まで                       | 令和6年4月12日 | 羽咋土木事務所維持管理課    |
|       | 羽咋郡志賀町切留四35番1地先から<br>羽咋郡志賀町切留四34番1地先まで                       |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町地保ニ102番1地先から<br>羽咋郡志賀町地保ニ1番3地先まで                       |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町鶴野屋チ52番2地先から<br>羽咋郡志賀町鶴野屋チ19番1地先まで                     |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町鶴野屋ホ146番1地先から<br>羽咋郡志賀町鶴野屋ホ1028番地先まで                   |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町鶴野屋イ30番2地先から<br>羽咋郡志賀町鶴野屋イ23番2地先まで                     |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町楚和老〇56番1地先から<br>羽咋郡志賀町楚和老〇53番1地先まで                     |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町楚和新7番1地先から<br>羽咋郡志賀町楚和式32番1地先まで                        |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町和田丑8番1地先から<br>羽咋郡志賀町和田甲72番1地先まで                        |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町田中ロ114番地先から<br>羽咋郡志賀町和田ロ121番1地先まで                      |           |                 |
|       | 羽咋郡志賀町大西イ85番地先から<br>羽咋郡志賀町大西イ97番地先まで                         |           |                 |

**石川県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和6年4月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名   | 占用を制限する区域                               | 関係図面の縦覧場所    |
|-------|-------|---|--------------|
| 主要地方道 | 輪島富来線 | 羽咋市志賀町切留番42番1地先から<br>羽咋市志賀町田中ロ121番1地先まで | 羽咋土木事務所維持管理課 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年4月12日

## 公 告

## 基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類                         | 作業期間                       | 作業地域                                  |
|------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 基本測量<br>(数値地図25000(土地条件)の作成) | 令和5年12月1日から<br>令和6年3月31日まで | 七尾市、輪島市、加賀市、羽咋市、志賀町、<br>宝達志水町、中能登町の一部 |

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類              | 作業期間                       | 作業地域           |
|-------------------|----------------------------|----------------|
| 公共測量<br>(航空レーザ測量) | 令和6年4月15日から<br>令和7年1月31日まで | 小松市、白山市、能美市の一部 |
| 公共測量<br>(用地測量)    | 令和6年3月13日から<br>同年11月29日まで  | 金沢市南森本町地内      |

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類                       | 作業期間                       | 作業地域   |
|----------------------------|----------------------------|--------|
| 公共測量<br>(航空レーザ測量)          | 令和5年9月21日から<br>令和6年2月16日まで | 金沢市の一部 |
| 公共測量<br>(航空レーザ測量及び航空レーザ測深) | 令和5年6月12日から<br>令和6年1月31日まで | 手取川上流域 |
| 公共測量<br>(基準点測量、UAVレーザ測量)   | 令和5年7月26日から<br>令和6年1月31日まで | 白山市の一部 |

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志賀町長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類                      | 作業期間                     | 作業地域  |
|---------------------------|--------------------------|-------|
| 公共測量<br>(デジタル空中写真撮影・写真地図) | 令和5年5月2日から<br>同年12月26日まで | 志賀町全域 |

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 関係土地の地名及び地番                            | 道路の幅員及び延長             | 位置指定申請者                 | 指定年月日    |
|--|-----------------------|-------------------------|----------|
| 河北郡津幡町字中橋口43番5、44番7、47番6及び農道・水路の無籍地の一部 | 幅員 5.00m<br>延長 33.41m | 金沢市泉3丁目1番6号<br>株式会社ハクトー | 令和6年4月2日 |

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

| 開発区域に含まれる地域の名称  | 公共施設の種類、位置及び区域   | 開発許可を受けた者                    |
|---|--|------------------------------|
| 河北郡津幡町字太田ろ270番1から270番5まで、271番1から271番14まで、290番1から290番5まで、291番1から291番23まで、296番1、296番3から296番25まで及び農道・水路の無籍地の一部 | 道路<br>河北郡津幡町字太田ろ270番5、271番10、271番11、290番5、291番21から291番23まで、296番21、296番22及び農道・水路の無籍地の一部<br>公園<br>河北郡津幡町字太田ろ296番23<br>調整池<br>河北郡津幡町字太田ろ271番12、296番24 | 金沢市八日市二丁目656番地<br>株式会社アド・ホーム |

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年4月12日

石川県知事 馳 浩

## 1 一般競争入札に付する事項

- 購入件名  
運転教育教本
- 納入予定数量  
140,000冊
- 納入期間  
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 納入場所  
石川県警察本部が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結

する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和6年5月8日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和6年5月9日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2213)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年5月10日(金)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月10日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎3階 302会議室

### 6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

### 10 契約書作成の要否

要

### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

